

台風 21 号被害に係る住民説明会

日 時：平成 31 年 2 月 17 日 15:00～17:15 頃

場 所：潮芦屋交流センター

参加者 117 名

※県土：県土整備部
尼崎港管理事務所

県企：県企業庁

No	質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
1	下水道管の雨水の逆流，内水氾濫に関しては，十分に検討し，実行に移してほしい。	(市) 下水道管と潮位の関係について解析し，対策を検討しております。
2	マリーナの南側の県有地からマリーナ内に非常に水が流れていました。浸水実績として記録し，マリーナ周辺も忘れずに対策をしてほしい。	(県土) 精査のうえ浸水実績を適時修正し，マリーナ護岸についても，今後設計していきます。
3	市の備蓄食料を 1400 人分備蓄するとしているが，何日分を想定しているのですか。	(市) 一日三食分を 1400 人分備蓄します。
4	南海トラフ等の地震を考慮して，南護岸とビーチ護岸のかさ上げを，同じ高さで整備してほしい。	(県土) 今回の護岸高さは，高潮と高波を考慮した高さです。南海トラフ等の地震時に，南護岸で約 1.92m 沈下するという数値が出ており，南護岸で想定している津波の高さは 3.05m です。今後対策案が決まれば，チェックを行います。
5	将来の地盤沈下を見込んだ考え方が入っていないのではないのでしょうか。	(県土) 今回の設計に関しては，許容越波流量以下になる護岸高に，将来の沈下量等を考慮して，30cm の余裕高をもった高さでかさ上げすることを考えています。
6	ビーチ護岸の対策案について，砂浜の浸食を考慮するという説明がありましたが，台風時には浸食や後退は見られませんでした。その場合はかさ上げ高さはどのようになるのですか。	(県土) 砂浜の浸食を考慮した方が，波の勢いが弱まらないため，そこを考慮して安全側となるように設計しています。
7	護岸の対策案は，今後どのように決定するのですか。	(県土) 県としては，南護岸は案 1 もしくは案 2，ビーチ護岸は案 2 を基本に考えています。説明会の状況を考慮して，進めさせていただきます。また東，西，北護岸やマリーナ護岸も含めて順次検討していきますが，まず浸水被害があった箇所を優先させていただきます。三か年で完成することを目標としています。

No	質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
8	<p>防災マップで、津波が来ても大丈夫だと示されて家を購入しました。早急に見直しをお願いしたい。</p>	<p>(県土) 現在、水防法に基づき、想定最大規模の新しい高潮浸水想定図を作成しています。年度末には尼崎西宮芦屋港について提示させていただく予定で、防災活動等に寄与すると考えています。</p>
9	<p>避難について、一時的な時間もしくは一日以内の対策と、橋が両方とも落ちて断絶してしまった場合どうするのかという話を分けて考えなければならないと思います。また、実際に助けないといけない人がどれくらいいるのかを把握し、その人にどう行動してもらおうのかというところに具体性がないのではないのでしょうか。</p>	<p>(市) 台風接近時は予測により避難所として開設し過ごしてもらいます。津波の恐れがある場合の避難は、標高の高いところへの水平避難を基本としていますが、困難な場合、垂直避難のための一時避難施設として高い建物を指定しています。また、現在市において要配慮者名簿を作成しており、地域に名簿を預かっていただき、近所同士で声を掛けあって避難するという取組を進めています。町や自治会という単位で、地区防災計画として、地域におられる配慮を要する人とどのように避難していただくのか、地区ごとの特性に沿った避難の計画となるよう策定して頂いているところです。</p>
10	<p>この場をもってみんなが納得したということになるのでしょうか。案の説明があっただけで、誰も意見を聞かれたと思っていないのではないのでしょうか。</p>	<p>(県土) これまでの説明会の流れや、今回の浸水の実態、景観や護岸利用状況を踏まえながら、案を提示しました。県の考え方ではありますが、まだ修正の可能性はあります。</p>
11	<p>涼風町自治会、海岸通り自治会、南浜町一街区自治会で高潮のハード対策建設プロジェクトとして、県と話し合いの場を設け、護岸のかさ上げに関して第二室戸台風級の検証を加えるよう要望しています。その結果、今日の説明案よりも高さが上がる可能性もあり、景観への配慮を考慮すると南護岸については案1だけでなく案2も選択肢に加えることが望ましいと考えます。また、内水氾濫の件についても要望しております。</p>	<p>(ご意見・ご要望)</p>

No	質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
12	芦屋市には、景観アドバイザー会議という機関があり、南芦屋浜の景観ルールを作ってこられた学識の先生方が月に一度会議を開かれています。防潮堤の案についても、景観アドバイザー会議にかけるなどして、景観についても考慮していただきたいと思います。	(県土) ご要望として承り、市と調整します。
13	内水対策について、3月末までに解析できそうとのことですが、今後どのように住民に説明があるのですか。	(市) 現在、作業を進めているところで、結果が出ればお伝えする必要はあると考えおりますが、具体的には決まっておりません。
14	神戸市沖の第七防波堤延伸計画について、平成22年に延伸が取りやめになる際に、神戸市から兵庫県には打診があったが、芦屋市には確認がないまま防波堤延伸の計画がなくなった経過がありました。連携として残念な結果であり、今後はしっかりやってほしい。	(市) 県と連携しながら進めていきます。
15	この説明会で3つの案を示されましたが、参加者は初めてこの案を聞きました。これらの案の決定方法について曖昧に終わらせるのは混乱を招くと思います。	(県土) 説明会や各方面からの意見を踏まえて、県としてある程度の幅の中で考え、案を提示させていただきました。
16	この説明会が最後となるのであれば、対策が今後どのように進められていくのかという情報を住民に伝えてほしい。	(県土) 皆さまへの周知方法は、市とも相談し、何らかの方法を考えさせていただきます。
17	ハザードマップの見直しについて、既存のハザードマップは浸水区域がありませんでしたが、見直しにより浸水区域が出る可能性があるのでしょうか。	(県土) 既存の高潮浸水予測図は、第二室戸台風がコースを変えて通った場合を設定したものでしたが、現在進めているものは、水防法改正により、はるかに大きい最大規模の台風で想定することとなり、その際にどのような浸水が想定されるのかを示すものです。

No	質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
18	<p>ハザードマップの見直しについては、現状の何も対策をしていない護岸で行うと思いますが、できるだけ元々のハザードがないものに近くなるような護岸対策にしてほしい。将来的にかさ上げされた後の護岸でも示してほしい。</p>	<p>(県土) 現在、検討している高潮浸水想定図は、従前のものよりはるかに規模が大きくなり、ハード対策で耐えられない自然災害が増えているなかで、その場合どのような浸水被害が起こるのかを示すことを目的としており、芦屋に限らず浸水するケースが出るようになります。避難を含めた対策としてどうあるべきかは、沿岸市も含めて検討する必要がありますが、想定図の趣旨はご理解いただきたいと考えています。</p>
19	<p>台風 21 号の後に土嚢を配布し、自動車の一時退避所として駐車場を使用させていただいた。護岸対策ができるのは来年であり、今年の台風シーズンは土嚢や自動車の退避について考えていますか。</p>	<p>(市) 土嚢と自動車の退避については、護岸のかさ上げができるまでは対応します。土嚢については、劣化しにくい耐候性土嚢を配布する予定としています。</p>
20	<p>外国人の方も家を買われたり、住まわれていますが、日本語ができない方も多く、そのような方にどのように情報伝達をしようと考えていますか。</p>	<p>(市) 外国人の方については、国際交流センターなどにご協力いただいて、いろいろな情報を出しているのです、今後も継続していきます。</p>